

令和4年6月定例会 経済委員会  
令和4年7月1日（金）  
〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（13時03分）

直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の追加提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料（その3）、資料1）

- 議案第19号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

【報告事項】

なし

平井農林水産部長

それでは、6月定例会に追加提出を予定しております農林水産部関係の案件につきまして、経済委員会説明資料（その3）により御説明を申し上げます。

1 ページでございます。

一般会計歳入歳出予算総括表につきまして、補正額の欄の最下段に記載のとおり7億3,100万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は359億693万5,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、最下段の計の欄、括弧内に記載のとおりでございます。

2 ページでございます。

課別主要事項について御説明いたします。

農林水産政策課でございます。

2 段目の農業金融対策費、摘要欄①のア、新規事業、収入保険制度加入促進対策事業におきまして、消費低迷、販売価格の低下等収入減少の影響を受ける農業者の経営安定に向けまして、国の収入保険制度への加入を支援するための経費として1億8,500万円の増額をお願いしております。

3 ページでございます。

もうかるブランド推進課でございます。

2 段目の農作物対策費、摘要欄①のア、新規事業、県産米粉生産・利用拡大支援事業におきまして、ウクライナ情勢を背景とした小麦価格の高騰により、輸入小麦の代替として期待される県産米粉の生産・利用拡大を図るための経費として7,600万円の増額をお願いしております。

4 ページでございます。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。

4段目の農作物対策費、摘要欄①のア、新規事業、肥料価格高騰緊急対策事業におきまして、肥料価格高騰により影響を受ける農家の負担軽減を図るための経費として4億7,000万円の増額をお願いしております。

続きまして、これら事業の詳細について御説明いたします。

資料1を御覧ください。まず、1ページ、肥料価格高騰緊急対策事業でございます。

この資料の2、事業内容に記載しておりますとおり、当事業は肥料高騰対策として、肥料価格高騰分について緊急的な支援を行うものでございます。

対象者としまして、化学肥料の使用量削減に取り組む県内販売農家としております。

要件としましては、①化学肥料の使用量を前年度から新たに1割以上削減し、適正な施肥を実施すること及び相互連携協力していただくため、②として申請は農業者グループで行うこととしております。

また、支援額は前年度と今年度の肥料費の差額相当額に2分の1を乗じた額以内としております。

2ページ、収入保険制度加入促進対策事業でございます。

収入減少の影響を受ける農業者の経営安定を図るため、国の収入保険制度への加入に向けた支援を行うものでございます。

2の事業内容を御覧ください。

本事業は2本柱で構成しております、（1）収入保険の加入促進では、対象者としまして新たに収入保険制度へ加入する農業経営体としており、要件としましては新規加入後、5年以上継続加入を行うこととしております。

また、支援額は保険積立金に2分の1を乗じた額以内としております。

あわせて、（2）青色申告の推進としまして、収入保険制度加入を希望される農業経営体向けに、加入要件である青色申告をサポートする研修会等を開催してまいります。

3ページ、県産米粉生産・利用拡大支援事業でございます。

輸入小麦の代替として期待される米粉の施設整備等を支援するものでございます。

2の事業内容を御覧ください。

本事業においても2本柱で構成しております、（1）県産米粉利用拡大研修会としまして、生産側と利用側のマッチングを行う研修会を開催してまいります。また、これと併せまして（2）米粉製粉施設モデル整備事業としまして、農業者の組織する団体を対象とし、施設整備や機能強化に要する経費の2分の1以内を補助することといたします。

以上、大きく新規3事業を展開いたしまして、肥料高騰対策、そして中長期的な経営安定対策、米価低迷対策を同時一体的に講じることによりまして、極めて厳しい環境下に置かれております生産者の皆様の事業継続と経営安定にしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

提出予定案件の説明は以上でございます。

御審議を賜りますよう、よろしく申し上げます。

原委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加提出予定議案に関連する質疑にと

どめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、4日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 喜多委員

ただいま部長から、肥料高騰と米価低迷への同時一体的対策として、肥料価格高騰緊急対策事業と収入保険制度加入促進対策事業、そして県産米粉生産・利用拡大支援事業の概要について説明いただきましたが、それぞれの事業について、もう少し詳しい仕組みや内容、そして実際に支援金の交付や研修が行われるスケジュールについて説明をお願いいたします。

#### 伏谷経営推進課長

ただいま喜多委員から、3事業についての仕組み、内容、スケジュールについて御質問を頂いております。

まず、肥料価格高騰緊急対策事業について御説明申し上げます。

現在検討中の仕組み、内容につきまして、まず支援対象者は化学肥料の使用量を現行で使用する化学肥料の1割以上を削減していただく自給的農家を除く販売農家を対象としたいと考えております。

次に、支援の対象経費ですが、令和4年7月から令和5年3月までに購入若しくは購入予約した肥料といたしまして、支援率につきましては前年度の肥料費と今年度の肥料費との差額相当額の2分の1以内とさせていただきたいと考えております。

なお、申請はグループ内の相互連携協力や支払事務の効率化のため、JAの生産部会や各地域の生産組合など農業者グループ単位で行っていただければと考えておるところでございます。

事業予算につきましては4億7,000万円でございますが、その内訳は肥料費の助成に4億1,300万円、申請等の事務委託に5,700万円を計上いたしております。

肥料費助成の4億1,300万円の積算でございますが、化学肥料の平均価格が最大2倍になると想定した場合、1袋当たりの助成額が、これは基本銘柄になるんですが300円余りとなりまして、標準施用基準を考慮しまして県内の事業予測数量は95万袋と見込んでおります。これらを諸元とするとともに、申請が見込まれます販売農家数を考慮しまして、所要額を算出させていただいているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、実施要領等の制定及び事業の周知の開始、農業者等への説明会開催を8月から県下で実施してまいりたいと考えております。

農業者からの申請受付開始につきましては、11月を予定いたしておるところでございます。

#### 七條農林水産政策課長

次に、収入保険制度加入促進対策事業について申し上げます。

まず、収入保険制度につきましては、令和元年から運用されております国の新しいセーフティーネット制度でございます。自然災害ですとか市場価格の下落など、収入の減少を補償する制度でございます。基本的なプランでは保険期間の1年間の収入が過去の収入の9割のラインを下回った場合に、下回った額の最大9割が補填されるという仕組みの制度でございます。

今回の事業では、中長期的な農家経営の安定のために、より多くの農業者の方にこの収入保険制度に加入いただくため、先ほど御説明いたしました二つの取組を進めてまいりたいと考えております。

まず1点目は、収入保険制度への加入促進でございます。

収入保険制度につきましては、制度創設からまだ3年と間がないこと、それから加入時に積立金の農業者負担が制度の推進上の課題となっております。そこで、収入保険制度に新規加入する際に発生いたします積立金、いわゆる掛金でございますが、掛金の2分の1以内の支援をこの制度で行いたいと考えております。

なお、積立金につきましては、保険金の支払が発生しないような年においては翌年度へ繰り越されるという性質がございますので、こういったことを踏まえまして新しく加入いただく方には5年以上の継続加入を要件としたいと考えております。

続きまして、この支援の対象者についてでございます。

新たに収入保険制度に加入される方となっておりますが、収入保険制度につきましては、加入の要件といたしまして青色申告の実績が1年以上必要となっているところでございます。本県の農業経営体の青色申告者数につきましては、2020年の農林業センサスによりますと、3,682の経営体が青色申告を行っていることとなっております。既に収入保険制度に加入しておられる方が615経営体おりますので、この方を除きますとおおむね3,000の経営体の方が今回の支援対象になるものと考えており、これらの方々の意向を踏まえまして、本事業では500から1,000経営体の新規加入を目標として推進してまいりたいと考えております。

次に、青色申告の推進についてでございます。

先ほどお話ししましたように、加入の要件として青色申告の実績が1年以上必要ということとなっております。将来、是非ともこの制度に御加入いただくためにも、青色申告を始めていただきまして、要件を満たしていただきたいと考えておりますので、青色申告の手続などをサポートする研修会などを開催したいと考えております。

御利用される方の利便性にも配慮いたしまして、県下各地におきまして税理士によります青色申告に係る研修会ですとか、税務申告の相談など、農業者の方に寄り添ったサポートを実施してまいりたいと考えております。

次に、事業のスケジュールでございます。

予算をお認めいただいた後、速やかに事業をやっていただく事業者の選定を行いまし、7月下旬までには契約を済ませ、事業に取り組んでまいりますが、加入促進につきましては、一般的な農業者の方ですと1月から12月が保険期間となっております。本年12月には加入に向けた契約手続が行われることから、この加入手続を終えて積立金を積み立てるとき、このタイミングで積立金の2分の1相当額の支援をしてまいりたいと考えております。

これらの支援によりまして、水稻農家のみならず野菜等園芸作物を含めました中長期的な農家経営の安定対策といたしまして、収入保険制度に加入いただけるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 林次世代農業室長

県産米粉生産・利用拡大支援事業についてでございます。

当該事業につきましては、米粉の生産拡大及び利用拡大の2本柱から支援したいと考えているところでございます。

まず、利用拡大についてでございます。

県産米粉利用拡大研修会につきましては、食品製造事業者に対しまして小麦粉の代替としての米粉の特徴や利用方法など、認知度・理解度向上を一層促す取組が重要でございますことから、利用者側の例えば製パン事業者や菓子事業者等の皆様に加えまして生産者側も一緒に入る形で対象といたしまして、実際に米粉を使いましたパンや菓子、そういった料理をしていただくことで、その魅力を感じていただくための研修会の開催を考えているところでございます。

次に、生産拡大のための米粉製粉施設モデル整備事業についてでございます。

農業者の組織する団体を対象といたしまして、様々な食品への用途に使用できる米粉生産が可能な最新鋭の湿式気流製粉機でありますとか、乾燥機、包装機などの関連機械施設一式の導入を補助率2分の1以内で支援を考えているところでございます。

想定する施設規模についてでございますが、例えば米粉生産能力が年間約100トン規模、事業費で言いますと約1億5,000万円につきましては1か所、あるいは年間約25トン規模、事業費で言いますと6,000万円から7,000万円では2か所程度の整備を想定しているところでございます。

次に、スケジュールについてでございます。

米粉研修会につきましては8月以降、順次開催いたしまして、東部、南部、西部、そういった地域も考慮しながら年度内に6回程度実施することと考えております。

米粉製粉施設の整備につきましては、6月議会で御承認いただいた後、直ちに関係団体等に周知いたしまして、7月中に関係者等への説明会及び公募を実施してまいりたいと考えているところでございます。

#### 喜多委員

懇切丁寧な説明を頂きました。肥料が本当に高騰しております。そして、米価低迷の緊急対策として、農家にとっても、また県にとっても非常に重要な今回の事業であろうと思います。

また、聞くところによりますと、秋以降に使う肥料の予約注文がもう既に始まっているところもあると聞いております。農家の皆さんは、いろいろな大きな不安の中で、秋以降の作付けの準備に取り掛かっている反面、この度の事業を大きな期待を持って待ち望んでおられます。

県には、農家への丁寧な説明と速やかな事務処理や支援金の交付を行っていただき、困窮する農家が支援を受けられるようしっかりとした対応をお願いして、質問を終わります。

す。

井川委員

それぞれ詳細について説明を頂きました。

私からは、農家へのたちまちの影響というか、肥料価格高騰緊急対策事業について、もう少しお伺いしたいと思っております。

事業の仕組みについては、支援対象者は現在の化学肥料の使用量を1割以上低減することで、支援金を受け取れるということであります。

私も若干、農業というものを分かってはおりますが、化学肥料ありきで、もう野菜なんていうものは肥料なくして成り立たないというような感じではありますが、化学肥料を1割低減するという必要性について御説明いただきたいと思っております。

伏谷経営推進課長

ただいま井川委員より、肥料価格高騰緊急対策事業の要件、化学肥料を1割低減する必要性について御質問を頂いたところでございます。

現在、ウクライナ危機などによります世界情勢の不安定化から、肥料原料価格につきましては今後、当面の間、高止まりすることが予想されております。一方、EUやアメリカなどにおきましては、カーボンニュートラル等の環境負荷低減の観点からFarm to

Forkの戦略や農業イノベーションアジェンダによりまして、有機農業の拡大等に取り組んでおります。我が国におきましても、昨年5月、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに化学肥料の使用量の30パーセント低減を目指すことといたしております。

このような状況から、本県農業の持続的発展を図るためには、原料のほぼ全量を輸入に頼る化学肥料の使用量を各農家の段階におきまして低減し、みどりの食料システム戦略を具現化するために、堆肥等の地域資源を活用した生態系への転換が必要と考えておるところでございます。

そこで、今般の肥料価格高騰の影響をできる限り抑えるとともに、みどりの食料システム戦略を着実に進めるため、農家の皆さんには化学肥料の1割低減を求めさせていただくところでございます。

井川委員

化学肥料の価格高騰対策と持続可能な農業の実現を両にらみしたというんですか、1割低減という条件を付した事業構築については、まあしょうがないかなと、このあたりが落としどころかなという感じもしております。

生産者においても、この1割低減の条件は今後の持続可能な農業経営を見据え超えるべきハードルであり、1割なら決して高い条件ではないと私は考えております。しかし、農家の中には減肥した栽培に不安を持つ方もおいでになろうかと思っておりますので、細やかな技術指導をしっかりとお願いしたいと思っております。

次に、支援対象者についてお伺いします。

対象者を販売農家としているのはどういった理由からでしょうか、御説明を願いたいと

思います。

#### 伏谷経営推進課長

ただいま委員から、対象者を販売農家としている理由について御質問を頂いております。

この度の制度設計に当たりましては、農産物を一定以上販売し、肥料価格高騰の影響をより大きく受けている農家に対しまして緊急的に支援するとともに、膨大な件数が見込まれる申請や交付等に係る事務の効率化を図っていく必要があると考えております。

なお、国の農林業センサスにおきまして、農家は販売農家と自給的農家の二つに区分されております。販売農家の定義は、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家と規定されております。一方の自給的農家につきましては、経営耕地面積が30アール未満、かつ農産物販売金額が50万円未満の農家とされておまして、本県としましても、今回のこの制度設計におきましてはこの考え方を反映させていただきたいと考えておるところでございます。

#### 井川委員

支援対象者が販売農家となっているということは、ある程度、しょうがないかなと。私も趣味で農業をやっております。キュウリとかナスビとかも散々やっておりますけれども、飽くまでも知り合いの方や親戚にあげたり、自分のところで消費したりと、それぐらいでやっていますので、やむを得んかなと、販売農家でしょうがないなというところがございます。

限られた財源、限られた時間の中で施策を展開する上で、このような条件設定は妥当なのかと、私も理解しました。

次に、申請方法について質問いたします。

資料によると、申請は農業者グループが行うとなっておりますが、なぜ農業者グループの申請なのか、詳しく説明をお伺いします。

#### 伏谷経営推進課長

ただいま委員から、なぜ農業者グループで申請を行うのかという御質問を頂いております。

本事業の支援対象者となります県内の販売農家は、農林業センサスによりますと約1万4,000戸ございまして、その出荷先の約8割がJA若しくはJA以外の集荷団体とされております。このことから、JA等の出荷団体や生産組合におきまして、化学肥料低減技術の導入方法の検討や協議を行った上で、各団体単位で申請手続を行っていただくことが、導入技術の定着や支援金の交付に際して効率的な事務につながるものと考えているところでございます。

一方で、約2割の販売農家につきましては、小売事業者との相対取引や産直市などへの出荷となっておりますことから、出荷先に対しまして、例えば出荷関係者間でグループを作ってくださいというような本事業の丁寧な説明を行いまして、グループ内での相互技術支援や連携協力を図ってまいりたいと考えております。

また、徳島県農業法人協会や肥料の販売業者にも同様に周知を行いまして、漏れなく農業者に不便とならないよう対応してまいりたいと考えております。

井川委員

化学肥料低減技術導入に際して、部会や生産組合の中で十分な検討や協議を重ねていくことが、将来的な技術の定着に有効であるということが理解できました。

また、支援者、対象者が多いために、効率的でスピーディーな事務処理を実現しようとするれば、グループでの申請を求めざるを得ないということは何とか理解できたと思いません。

4,000人余りということではありますが、膨大な件数であります。販売農家を対象とすることで、事務作業も大変かと思えます。ただ、徳島の農業は県の本当に大きな一つの産業でありますので、何とか守っていただきたいところでもあります。切迫する農家の経営継続のためにも、適正に執行していただくようお願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。

梶原委員

ちょっと分からなかったところがあるので教えていただきたいのですが、先ほどの高騰対策で、30アール未満の小規模事業者はこの農業者のグループを組んで申請するということなのでしょうか。

伏谷経営推進課長

ただいま梶原委員から、30アール未満についてはグループを組んで申請するのかという御質問を頂いております。

今回、肥料高騰によりまして、緊急的に経営がひっ迫しておる農家を救済するという目的で実施しております。その中で、実際に農産物の販売実績があるという農家を対象としたいと考えておりまして、対象は30アール以上の販売農家ということで検討しておるところでございます。

30アール未満につきましては、自給的農家ということで販売のほうは過少であるということから、今回は緊急対策という考え方の中で対象外ということで考えていきたいと思っております。

平井農林水産部長

補足をさせていただきます。

販売農家ということを前提にさせていただいておりますが、30アール未満の方でありましても、販売価格が50万円以上の場合は販売農家になります。その方も、同様の方とグループを組んでいただいて、申請を頂ければ支援対象になっていくという制度になっております。

梶原委員

いずれにしても、50万円以上の売上げがある農家さん若しくは30アール以上の農家さん

は対象になるということですね、分かりました。

達田委員

三つの事業につきまして、内容については今皆さんが詳しくお聞きになりましたので内容ではないんですけども、一つは肥料です。

この事業の中では、化学肥料の使用量を前年度から新たに1割以上削減ということですが、将来的には20パーセント、30パーセントと、ずっと削減していきましようという見通しを持っておられると思うんです。そうであれば、化学肥料を使うと手っ取り早いですよね。指導もしてくれていますし、使っている農家が有機肥料ですとか無農薬、また低農薬というふうな農業に切り替えていこうという場合に、やっぱり人手も要りますし、技術的にまだ確立していないし、どういうふうに学んでいくのかと。そういう見通しを持って、一時的な事業として終わるんじゃないかと、やっぱり徳島の農業をどういう方向に持っていこうかといううったてにもなるんじゃないかと思うんです。その点で、県のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

伏谷経営推進課長

ただいま達田委員から、この肥料低減あるいは化学肥料を抑えていく長期的な展望についてどのように進めていくのかといった御質問であったかと思えます。

これにつきましては、今回の肥料緊急対策事業はこの度の世界情勢によります肥料価格の高騰をきっかけとしまして、中長期的な展望に立ちまして化学肥料に左右されない足腰の強い農業の体制を整えていくということで考えておるところでございます。

まずは、その初歩段階としまして、化学肥料の1割減から取り組むということで、国の2050年に化学肥料3割減、中間目標であります2030年に2割減を目指していくきっかけとしてこれを継続し、この技術をしっかりと定着させていきたいと考えております。

それと、この化学肥料低減の技術について不安がある農家も多々いらっしゃるということでございますが、県としましては、県下7か所に農業支援センターを設置してございまして、こういった土壌肥料等の専門知識を持った普及指導員を、県下全体で100名ほど配置させていただいております。

これら100人の普及指導員が、必要に応じて求めのありました農業者さんの現場へ向かう、あるいは離れたところで電話のやり取り等をいたしまして、具体的な土壌の処方であったり有機質肥料ならではの使い方、そのあたりはしっかりと指導させていただこうと考えております。

また、県だけに限らず各農協にも営農指導員さんがいらっしゃいますので、そのあたりと連携しながら対応していただきたいと思いますと考えております。

特に、県下全域で土壌肥料の高度な技術を持った普及員を、石井にございます農林水産総合技術支援センターの高度技術支援課に技術職を配置してございまして、レベルの高い土壌肥料あるいは有機質肥料の使い方につきましては、ピンポイントで対応させていただくこともあろうかと考えております。

達田委員

ありがとうございます。今回、ウクライナ危機ということで、食料というものを本当に国民全体で考えていく、そういう大きな契機になっていると思うんです。やっぱり日本の食料、本当に安全・安心なものを供給してもらいたいと、消費者はそう願っておりますし、また生産者の方もそういうふうに生産したいと思っておられると思うんです。

今、若い人たちが農業をしようとか、そういうことでいろんな形で都会から田舎にお帰りになったり、また来ていただいたりする場合があると思うんですけれども、徳島県のそういう有機農業というか、そういうものをどんどん普及していけるような研修もしていただいて、立派な後継者になっていただけたらと思います。その点、期待しておりますのでよろしく願いいたします。

それともう1点は、米粉生産に関してです。

これも今のウクライナ情勢を背景としているわけです。輸入小麦の替わりとして使うということですが、替わりとして使われるということは情勢が元に戻ったら必要なくなるのではちょっとね、私はこれを替わりのものじゃなくて、米粉の製品というのが正当なものなんだというふうに思っていくべきでないかと思うんです。

これも今のウクライナ情勢を背景として、支援事業としてやっているわけですが、やっぱり徳島県の米粉生産そのものが真っ当な商品として、替わりのものじゃないんだという位置付けにしていくべきでないかと思うんですけれど、その点のお考えをお伺いしておきたいと思います。

#### 林次世代農業室長

ただいま達田委員より、米粉につきまして、輸入小麦の価格が元に戻ったときにどうしていくのかというふうな御質問を頂いたかと思えます。

この米粉につきましては、御承知のとおり、ウクライナ危機等による輸入小麦の高騰という状況を踏まえまして、そのような代替としての利用につきましても期待が高まっているという状況でございます。それで、米粉につきましては当然、特徴でありますもっちり感がございまして、非常に価値も高いものと考えているところでございます。

そういった部分につきまして、今回御提案させていただいております研修会を通じまして、利用側の皆様に対してもその価値の認知度、理解度を高めていただきますとともに、そういった商品づくりによりまして、消費者の皆様にもしっかりとその価値をお認めいただくような形で、しっかりとそういった面で関係機関の皆様と連携しながら推進を図りまして、米粉の価値をより一層高めて消費拡大にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

#### 達田委員

今回の生産拠点モデルをきっかけに、徳島県の米粉というのが全国にも知っていただけるような取組にさせていただきたいと思えます。

今、米粉のパンとか米粉のクッキーとかのいろんな製品があるんですけれども、そういうものを使っている場合はちゃんと包装に、これは国内産の米粉を使っておりますというふうに書いてあるんですが、大体が秋田県産とかそういうところが書いてあるんです。

だから、そこに徳島県産と書けるような商品を是非普及していただきたいという思いが

いたしますので、お願いして終わります。

西沢委員

数字の確認だけお願いします。

有機農業をやっているのは、全国的には0.5パーセントぐらいで、この数字はそれでいいのかなど。あと、徳島県での推移はどのぐらいになっているんですか。有機農業をやっている方は何人ですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま西沢委員から、有機農業の取組面積についての御質問かと思えます。

令和2年度の数字ではございますけれども、県内1,531ヘクタールで全国平均よりも少し高い数字というふうに認識しております。

（「人数」と言う者あり）

失礼いたしました。今、述べました数字がエシカル農業の数字でございまして、有機農業につきましては166ヘクタールです。

原委員長

小休します。（13時43分）

原委員長

再開します。（13時45分）

宮崎もうかるブランド推進課長

申し訳ございません。今、手持ち資料がございませんので、後ほど説明させていただけたらと思えます。

西沢委員

人数だとか戸数とか面積の現状と、それが年代的にどうなっているのか。私が知っている中では、有機農業をやるに当たってはやっぱりかなり労力があると。だんだんと高齢化していったって、これは体力が続かないというのが、よく聞こえてくるんですよ。だから、多分上がっているんじゃないかと下がっていったっているのかなどという気がするわけです。

だから、まずは現状をちゃんと知って、その中でどうしてこういうふうになっていったのかという中で、どう手を打っていくのかという話になっていくじゃないですか。30年前に私が一般質問で聞いたときは、有機農業、農薬を少しでも減らす方法というのは、徳島は高温多雨だからできませんとはっきり言われたんです。

そういうことから、私も有機農業又は農薬を減らすことに対しては、徳島県は非常に難しいのかなどという思いがあって、全国から比べたらひょっとしたら低いんじゃないかなど思ったりもするわけです。

だから、世界的に有機農業をどうしようか、日本もその中に入ってどうしようかというときに、やっぱり戦略をちゃんと立てていかないと。特に、徳島県は高温多雨で非常に難

しいから、そのための対策をどのようにとっていくのかというのは、ほかの県よりも厳しいはずだと思うんで、ちゃんとそこらあたりの見通しを立ててやってほしいなど。そうでないと、数字だけになってしまわないのかなと思います。

#### 七條農林水産政策課長

ただいま、有機農業の実態あるいは今後の展望についての御質問かと思えます。

委員がおっしゃるように、30年ほど前、私が入庁した頃とちょうど合うんですけども、やはりその頃の認識としましては、有機農業は無農薬ですが、特に農薬のほうですけども、西南暖地で野菜栽培をすることにおいて、湿度が高くて降雨が多いというような栽培環境の中では病害虫の発生が非常に多いと、農薬なくして栽培できないというのが当時の通説であったと認識しております。

その後、有機農業に関しまして、化学農薬、化学肥料によらず有機質に頼った防除法だったり、生育促進の効果のある資材など、様々な開発が行われておりまして、一定の割合で有機農業の経営が成り立つような技術的开发が進んできたところでございます。

現在、数字は今手元に持ち合わせていないので申し訳ないのですが、有機農業を実践する方というのは徐々に増えてきていると認識しております。また、年齢層につきましても、積極的に取り組んでいらっしゃる若手の方々もいらっしゃいます。

これは何が変化したのかと申しますと、やはり消費者の方に減農薬ですとか化学肥料によらない栽培を好む方が増えてきております。通常のものより少々価格が高くとも、そういった思考からお求めになる方が増えてきていることも背景にありまして、有機農業の実践をされる方、経営が成り立つ方というのも徐々に増えてきております。

とはいうものの、現在の技術をもってしても、農業の大部分を有機農業に替えていこうというのは、まだまだ技術的な課題が多くございます。こういったことから、国のほうにおきましても、みどりの食料システム戦略などを昨年策定いたしまして、2050年に化学肥料ですとか農薬の使用量を大幅に削減していこうというような目標を掲げて、具体的には向こうおよそ10年間で新たな技術開発をして、その技術をもって更に10年で現場実証、さらには実装していこうと。非常に長期な取組ではございますが、やはり課題がまだまだ山積する中でございますので、時間を要するというのも現状かと思えます。

本県におきましても、みどりの食料システム戦略を実現するための法整備を5月に終えたところでございますので、この法律に基づきまして県のみどりの食料システム戦略を実践すべく、今年度を目途に県計画を作成してまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援を賜りたいと考えております。

#### 西沢委員

私は今まで農業というのは余り自分でやったことがないし、2年間イモを作ったけれど全くできんかって、これは才能ないなと思ったんだけど、最近ちょっと本を読みまして、ああ農業ってこんな関係かと引っ掛かるところがあって、例えば窒素を作る木とか、リン酸カリを作る木とか、そういう木そのものが肥料を作っていく、又は空気中から入れて地中にやるというふうな、一つの植物だけでなくいろんな植物体系の中でそういう肥料の体系ができていくようなこともだんだんと分かってきたんです。

私自身がちょっと本を読んで分かってきたということで、有機の在り方でもいろんなやり方があるかなと。ただ単に科学的にこうするんだというだけじゃなくて、現実の中でもかなりできているような、そういう体制ができているようなところもあるんだなということがちょっと分かりました。

だから、さっき言ったように、ただ単に10年で科学がこんなに進むかなというんじゃないで、旧態の中でもいろんなやり方がありますよね。旧態でやってきているところというのは、大体が副作用なんかほとんどない。また、分かっているというところもあったりして、やっぱり科学だけに頼らず今までの現実の中からも拾って行ってやれる方法もあるだろうと。虫が嫌う植物もありますよね。そういういろんなことからやっていったら、普通の植物体系の中でやっていけるということもあると思います。

そういういろんな角度から一番やりやすいことも考えていかないかと思うけれど、余り先端科学だけに頼ると、この先どうなっていくのか分からないところもありますので、そこらあたりはよく考えて、徳島県の高温多雨の中でもやっていける一番いい方法を考えて行ってほしいと。それを先に進んで、何か農業の研究をやっている農学校のあるところでどんどんやって行って、やれるんだぞというところを見せ付けてほしいと思うんです。これだけで終わっておきます。もう答えは要らないです。

#### 仁木委員

補正の3事業ということで、私も気になっていたんですけれども、財源のところの歳入の部分を見てみましたら、補正は括弧で示されているかと思います。一般財源で全部賄われていると思うんですけれども、一般財源ですというぐらいの意気込みで、非常に必要なんだという話が見えていると思います。

例えば、臨交金であるとか何だかんだという財源を選べると思うんですけれども、意思は非常によく分かるんですけれども、財源を何で一般財源だけに絞ってしまったのか、教えていただきたいと思います。

#### 七條農林水産政策課長

今回お願いしております補正予算の財源についての質問でございます。

委員がおっしゃるように、まずもって、一般財源に先立って国の交付金などを活用すべきではないかというような趣旨かと思います。

実は、国の動向でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中に、このウクライナ対応なども含めましてコロナ禍におけます原油、それから物価高騰分が新たに昨年末に創設されたところと記憶しております。

これらにつきまして、本県への配分が40億5,000万円ほど来ているかと思います。これにつきましては、5月補正におきまして、農林水産部を含めまして全庁的に県民事業者への支援、感染防止対策に資する事業として23億2,000万円ほどが措置されたところがございます。加えまして、6月に改めて原油価格ですとか物価高騰緊急対策といたしまして17億3,000万円が措置されておきまして、合わせまして40.5億円全てを現在において充当を終えたところがございます。

こういったことから、今回の対策につきましては、既に臨交金は一定の予算といたしま

しょうか、事業に充当しているところでございます。しかしながら、今回お願いしております事業につきましては、今、非常に窮地にあります農業者の方々のために、いち早く措置したいというふうなことで、今回は一般財源でお願いしたいと考えております。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 仁木委員

承知しました。一般財源になった理由も含めて、困っているところを助けるために一般財源を使ってでもするんだという気概を見せていただきました。ありがとうございます。

この3事業ですけれども、前例というか先例というか、他県とか国でやったことがあるのかなのか、教えていただければと思います。

#### 七條農林水産政策課長

まず、三つあるうちの最初に説明いたしました肥料につきましては、過去およそ10年ほど前だったかと思えますけれども、かなり肥料価格が高騰したときがございまして、このときは国のほうで制度といいますか、1回だけ緊急の支援措置が行われたという実績がございまして。

収入保険制度につきましては、制度が始まりましてまだ3年目でございますが、加入を促進するという意味合いから、他県におきましては、今は九つの都道府県において何らかの加入促進、掛金に係る支援措置が行われているという状況でございます。

さらに、米粉の整備につきましては、かねてより国の支援制度などもあったんですけれども、今回は緊急的に対策をしたいということで、県単でお願いしているところでございます。

#### 仁木委員

ということは、三つ目におっしゃった米粉については、国の別事業でも充当できたかもしれないけれども、緊急的に県単でいくというようなことで理解しました。

過去にやったことがあるというのが、この肥料価格高騰緊急対策事業だけかなと。今、初めてやっているのが収入保険ということだと思います。

最後にコメントですけれども、この肥料価格高騰緊急対策事業を10年前に国のほうでやられているのであれば、そのときのスキーム等々で何か問題とか、手続とか監査とかいろんなものがあると思うんですけれども、そこら辺も精査された上で利用される人に、一人でも多く困っている人に行き届きますように、その点をお願いさせていただいて質問を終わらせていただきます。

#### 原委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 扶川議員

食料安全保障の観点から自給率向上が必要なんだという議論は、去年も経済委員会に所属しておりますので、ウクライナ侵攻以前より議論してまいりました。有機農業も同様です。

農業就業人口の減少とか耕地面積の減少が続く中で、自給率アップのためには生活できる農業が必要であって、そのために支援策がいろいろ必要になるんですよね。その意味では、今回のような肥料高騰対策や収入保険への支援というのは、当面、その農家を支える対策としては非常に重要で、財源が十分に国から措置されていない現状でも、県単でやるという取組については大いに評価したいと思います。賛成でございます。米粉も当然そうです。

先ほど仁木委員がおっしゃった件ですけれども、今後も財源の手当を追加してほしいという要望は、是非やっていただきたいと思います。

ただ、議論の中でも出ましたが、気になることがあります。

まず肥料高騰対策ですけれども、対象農家を販売農家だけに限定するのはどうしてかというのは、私も疑問があります。1万4,000戸ほどの販売農家がある一方で、自給農家は1万1,000戸ほどあるということですよ。50万円以上の売上げがあれば対象になるからいいじゃないかという話がありますけれど、制度の公平性ということからいえば、別に50万円で線を引かなくていいと思うんです。例えば、ガソリンの価格抑制政策は、1リットル入れた人でも100リットル入れた人でも同じように受けられますよね。

肥料が全体としてどの程度上がっているかということはある程度分かるわけですから、領収書を持ってきたらそれに対して支給してあげるとか、もう少し公平な制度設計ができるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

#### 伏谷経営推進課長

ただいま扶川議員より、肥料高騰対策について、対象農家についてももう少し幅広く対応してはどうかとの御意見を頂いております。

冒頭に御説明させていただきましたが、今回の対策につきましては、農業生産・販売を生業とする販売農家を緊急的に支援することを主な目的として実施させていただいておるものでございまして、限られた財源の中で緊急性、実効性、効率性等を検討した結果、今回御提案させていただいている対象を設定することがベターな仕組みではないかと考えておるところでございます。

#### 扶川議員

お言葉ですけれど、売上げが小さくて細々とやっている兼業農家、こういう経営体も日

本の農業を支えているんです。働きながら細々とやっている農家も支えていかなければ、日本の食料を支えていけないのが現状じゃないでしょうか。

50万円の売上げがどうしても上がらない、苦勞して難しいというところを切っていくような政策にとられないかと私は心配でございます。だから、今、意見として申し上げておきます。そこら辺はまだ納得がいかない。賛成はしますが納得はいかないです。

次に収入保険ですけれど、現在の加入者数というのが先ほど報告ありましたが、まだ少ないですね。それに対して3,000人ぐらいを対象にして増やしていくということですが、それにしても青色申告しているところを全部いっても、まだ一部にすぎないですね。

これも力のある農家を育てていくという意味合いもあるし、青色申告をさせていくということで健全化、力のあるところを育てていくという意味合いは分かるんですけれども、やっぱり同じように力のない農家が視野に入っていないような気がしてならない。青色申告の支援だけでいいのかというのが、私は疑問が残っております。

そもそも収入の保険というのは、5年間の平均年収より下がった分の一部の補填ですね。だから、傾向的に農産物が下がっていく中では、その基準になる収入というのが傾向的に下がっていくわけですから、長期的に見て減収を避けることができない。これについては、制度的にそういう批判があります。だから、いわゆる岩盤政策として、ここは譲れないという所得保障がかつてはあったし、これが本来在るべき姿なんだと私は思います。

農産物の価格と生産コストの推移をちゃんと把握したのがあると思うんですけれど、その中で、だんだん利益が減っているような状況であれば、それに応じて所得保障をしていくという本来の根本的な支援をしないと、食料自給率は上がらないと思うんです。

そのあたりの基本的な考え方ですけれども、ついでにお答えいただけませんか。

#### 七條農林水産政策課長

自給率向上の観点から、農家の経営安定、経営維持における施策の総論について御意見を賜ったところでございます。

議員がおっしゃるように、売上げからコストを差し引いた収益の維持を図るための支援をすべきでないかというような御主張かと思いますが、今回お願いしております緊急対策につきましても支援を急ぐという意味合いから、収入保険制度の支援につきましても、まずもって国が運用しておりますセーフティーネットを活用することによりまして、農家が掛金をお支払した上に、保険金が交付される折には国の制度、国の補助も伴って掛金以上にリターンがあるというような制度でございます。まずもって、この制度の加入促進を図りまして農家の経営安定を図っていききたいという、飽くまでも緊急的な措置でございます。

なお、食料自給率を向上するための抜本的な取組については、引き続きあらゆる施策を講じてまいりたいと考えております。

#### 扶川議員

分かりました。そのあらゆる施策ですが、この米粉もそうですよね。だから、知恵を凝

らして食料自給率を上げていかないと、本当の食料危機がやってくるということが、以前にはNHKの番組を御紹介して議論もしましたけれど、大変な時代が2050年には来るかもしれないという警告が既に出ているわけです。地球温暖化と同じように、その分岐点が目の前まで来ているというふうな指摘がありました。

日本の農業についていえば、世界的に見ても実は甘やかしているとか、手厚くしているなんていうのはうそであって、非常に支援が、セーフティーネットが欠如しているというのが日本の農業なんだということをこの本に書いてありまして、私もそうなのかと思うんです。農業消滅という本を何度か読んだんですけれど、欧州の主要国では農業所得の90パーセント以上が政府からの補助金で、アメリカでは農業生産額に占める農業予算の割合が75パーセントを超えると。日本は両指標とも30パーセント台で、先進国で最低水準にあると。少なくとも収入保険の基準収入を固定すること。それから個別所得保障制度を復活させること、家族労働費を含む生産費をカバーできるような米価水準と市場価格との差額の全額を補填するようなアメリカ型の不足払の仕組みを導入し、農家が安心して見通しをもって経営が立てられるようにすることは不可欠であるというようなことが書かれています。

これは、自民党の石破元農水大臣が、アメリカ型の不足払の仕組みを当時提案したそうですね。いまだに実現できていませんけれど、本気で徳島の農業のみならず日本の農業を守って食料自給率向上を図っていくのであれば、今おっしゃったように、あらゆる手立てを県として考えていただいて、国に対して提言していただきたいと思います。

そのためにも、データとして、エビデンスに基づいて要望していく必要があると思うので、徳島県の農産物の価格がどのように変化してきたのか。それに掛かる生産コストがどのように推移してきたのか。最低でもそのあたりはちゃんとデータとして把握した上で、減ってきたものをそのままにしておいたのでは、農業は成り立たないということを国に突き付けていく必要があると思うんです。そのあたりの数字を私は持っていませんけれど、県としては把握されていますか。

#### 七條農林水産政策課長

今、数字をお求めになっているかと思いますがけれども、御説明に当たりかなり膨大な数字が必要になるかと思いますが、改めて準備させていただけたらと思います。

#### 扶川議員

分かりました。無理を言いますが切迫していますので、また是非勉強させてください。私も分かりません。

あと、米粉については当然推進すべきだということを、これも私はどこかで以前に申し上げたことがあります。学校給食の中にどんどん取り入れていただきたいんです。

今、学校給食は米食が中心になっておりまして、パン自体は減っております。しかし、そのパンを米粉パンに替えていくというのは非常に有用な方法だと思いますので、この点はどのように教育委員会と連携して取り組むのか、教えてください。

#### 林次世代農業室長

ただいま扶川議員より、米粉におきます学校給食への活用と言いますか、そういった観点での御質問を頂いたかと思えます。

現在、県内で生産された米粉につきましては、製粉会社におきまして小麦粉と配合いたしまして10パーセントと聞いておるところでございますが、県の学校給食会等から17市町村の製パン業者へ販売しているという状況と聞いておるところでございます。

一方、米飯給食の状況でございますが、県の教育委員会等の調査ですと、正確な数字は現在持ち合わせておりませんが、1週間のうち約3.5回から4回程度が米飯給食になっているという状況をお聞きしているところでございます。

そういった状況におきまして、現在も米粉の一部は学校給食のパンの中に入っているという状況から、引き続き米粉の更なる推進、パンをはじめとする菓子も含めていろんな分野での米粉の利用につきまして、今回の研修会等を通じた中でマッチングも併せまして、更なる推進を図っていききたいと考えているところでございます。

扶川議員

是非、推進していただきたいと思えます。

それから、米についても、この機会に有機米の使用を徹底するというのも取り組んでいただきたい。有機米はどのぐらいの割合か、把握されていますか。

原委員長

小休します。（14時13分）

原委員長

再開します。（14時13分）

林次世代農業室長

有機米の状況について御質問いただいたところでございますが、現在資料を持ち合わせてございません。申し訳ございません。

扶川議員

急に聞きましたので無理もないかと思えます。また教えていただければと思えます。

今回、化学肥料の減少とか有機農産物を増やしていくという中で、特に学校給食は食生活をリードしていくための非常に大事なポイントとなるところだと思いますので、そこにしっかり着目してこの事業を進めていただきたいということをお願いして、終わります。

原委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時15分）